

地理空間情報の提供・流通に関する ガイドラインの作成

(概算要求額 60百万円)

【背景・目的】

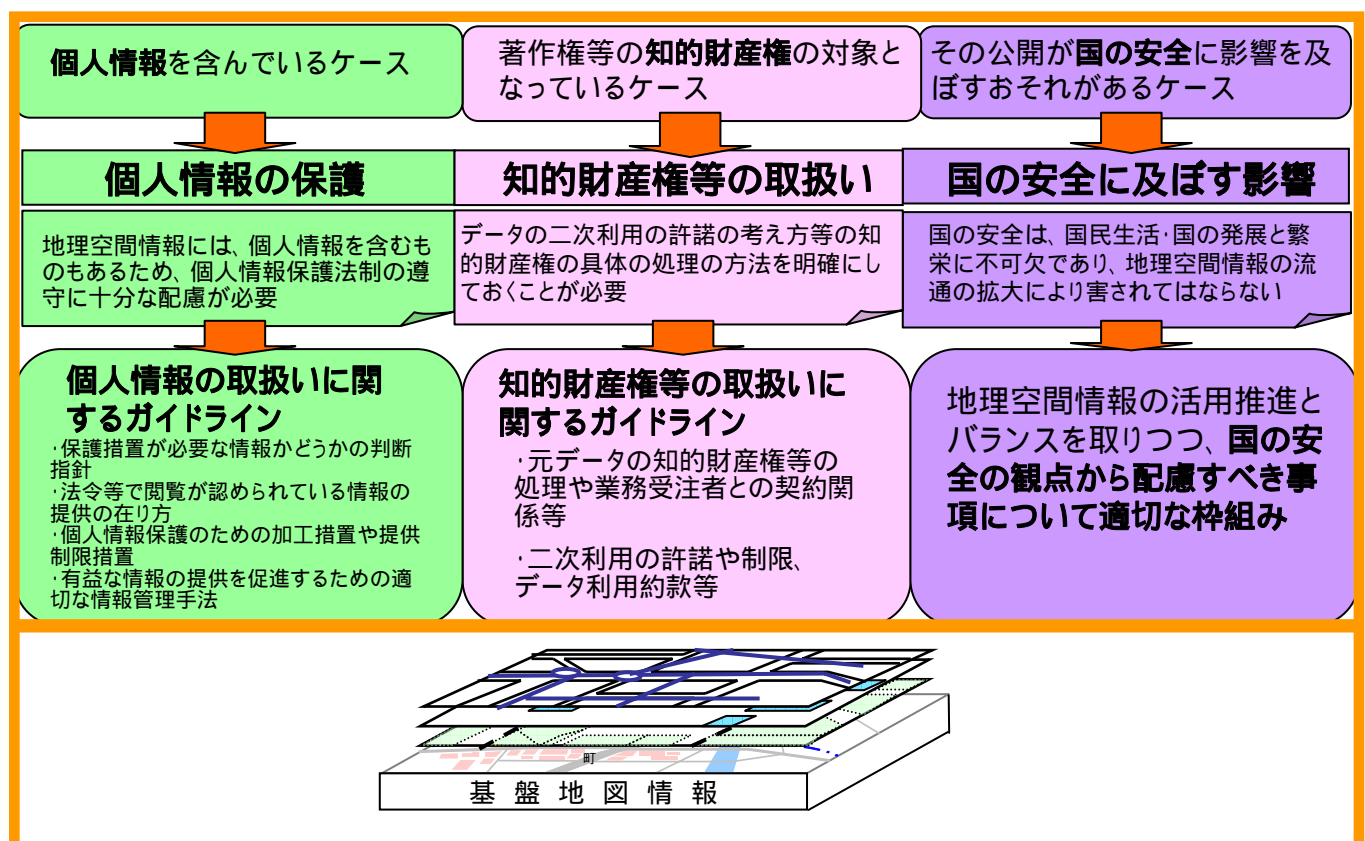
平成19年5月30日「地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)」公布(8月29日施行)
平成20年4月15日に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画において、「個人情報の保護等の地理空間情報の活用にあたって配慮すべき事項」の項目を設け、「個人情報の保護」、「データの二次利用」及び「国の安全に及ぼす影響」の取扱いに関するガイドライン等を策定と記載
地理空間情報の利用推進の観点から、地理空間情報を円滑に提供・流通させるためのルールを明確にする必要

【施策の概要】

地理空間情報における地図や空中写真等について、個人情報保護法制の遵守に十分に配慮した個人情報の保護やデータの二次利用などの知的財産権等の取扱いに関するガイドライン作成のための調査・検討及び国民生活・国の繁栄に不可欠な国の安全についての枠組みに関する調査・検討を行う

【効果】

地理空間情報の提供・流通が促進され、地理空間情報を活用してより使いやすい情報の加工や、他の情報を付加した地理空間情報の二次利用が促進される



地理空間情報の提供・流通

効果 地理空間情報の提供・流通が促進され、地理空間情報を活用してより使いやすい情報の加工や、他の情報を付加した地理空間情報の二次利用が促進される